

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

1) 都市政策

2) 幹線道路の整備

3) 生活道路・歩道の整備

4) 交通政策

5) 交通安全

6) 防犯

7) 防災・国民保護

8) 消費者行政

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

1) 都市政策

◆◆現状◆◆

町は、首都圏への通勤圏内として、また、関越自動車道の所沢インターに近いという立地条件にも恵まれ、工業・流通地域として発展してきました。三芳スマートICフルインター化[※]に伴い利便性が向上することから、土地利用の適正化と都市基盤整備を進めています。

町の土地利用は、現在すでに市街化が進んでいる藤久保・みよし台・竹間沢地域、農用地に公共施設や工場や事業所が点在する北永井地域、県内有数の活気にあふれる農業が健在で三富新田のある上富地域と、大きく3つに区分することができます。

藤久保地域においては、将来に向けて土地利用の適正化を推進していくための藤久保第一土地区画整理事業を平成30年度に、富士塚土地区画整理事業を令和2年に完了しました。北松原土地区画整理事業については、令和3年の完了を目指し実施しています。

◆◆課題◆◆

土地区画整理事業については、北松原土地区画整理事業が令和3年(2021)までに終える予定であり、引き続き、地域住民が安全で機能的な生活環境を確保できるよう、秩序ある土地利用と快適な住環境を整備していく必要があります。

公園については、ゆとりとうるおいが実感できるくつろぎの場であることから、公園の整備、拡大は重要な課題です。公園の整備計画として、総合運動公園を中心として緑のトラスト[※]14号地、緑地公園、自然の森・レクリエーション公園を連動した遊歩道と、多目的広場のせせらぎ水辺構想を加えた全体を「(仮称)令和の森公園構想」としたいと考えています。また、公園施設や遊具の老朽化が進んでおり計画的な改修が必要となっています。

三芳スマートICフル化に伴い、交通の利便性が向上することから地域産業の活性化や雇用の促進を図るため、新たに産業ゾーンへの誘致を進めることが必要です。

地域拠点については、現状の土地利用や地域特性をふまえ、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流などの機能を整備し、ネットワーク化を図ることで、安全性や多様性を持った拠点へと強化することが必要です。

※フルインター化：現在の新潟方面への出入り可能なハーフ運用から、東京方面への出入りを可能にすること。

※緑のトラスト：優れた自然や貴重な歴史的環境を財産として後世に残すことを目的に埼玉県が指定するもの。

今後の施策



① 土地区画整理事業の促進【都市計画課】

良好な都市基盤整備を推進するため、北松原土地区画整理事業の完成をめざすとともに、新たな住居系土地区画整理事業の調査・研究を進めます。

② 都市計画の見直し【都市計画課】

将来にわたり地域の環境条件と調和しながら、健全で個性溢れる持続可能なまちを築くため、都市計画の基本方針の見直しを行います。

③ 住宅環境の整備【都市計画課】

都市計画の見直しや土地区画整理事業等の基盤整備を進め、土地利用の適切な誘導を図り、農地と住宅や事業所などの共存できる環境づくりに努めます。

④ 公園の整備【都市計画課】

新たな公園の整備計画として、総合運動公園を中心として緑のトラスト保全第14号地、自然の森・レクリエーション公園、緑地公園に多目的広場を加えた全体を（仮称）令和の森公園と位置づけ、整備計画を進めます。また、老朽化した施設、遊具などを計画的に改修整備し、公園の有効活用について調査・研究を進めます。

⑤ 住居表示基本方針の策定【政策推進室】

生活の利便性や都市イメージの向上の観点から、市街化区域の住居表示について調査・研究を進めます。これらの成果により、住民参加のもと、町の住居表示の基本方針を策定します。

⑥ 産業ゾーンの整備【都市計画課】

三芳スマートICフルインター化に伴い、地域産業の活性化と雇用の促進を図るため、産業ゾーンを形成し整備を進めることにより、新規企業の立地を促進します。また、工業系土地区画整理事業についても調査・研究を進めます。

⑦ 拠点ゾーンの整備と連携【政策推進室】

地域拠点ゾーンについては、観光・農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流等の地域特性を活かしながら、地域住民の意見を聴いて整備や連携の方法を立案していきます。

●関連計画

計画名	計画期間
建築物耐震化促進計画	平成21年度～令和2年度
都市計画マスタープラン	令和2年度（2020）～令和22年度（2040）

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
北松原土地区画整理事業進捗率	99.1%	100%	-
藤久保第一土地区画整理事業進捗率	100%	100%	-
富士塚土地区画整理事業進捗率	96.0%	100%	-
住宅耐震化率	79.3% (H26)※	95%	100%

※住宅土地統計調査からの推計値

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

2) 幹線道路の整備

◆◆現状◆◆

町には主要な道路として、西部に関越自動車道が、東部に国道254号(川越街道)がそれぞれ縦貫しています。また、主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線が南北に走り、一般県道三芳・富士見線が中央を東西に走っています。

都市計画道路は、昭和47年(1972)に計画決定され、現在7路線(7,950m)のうち3,520mが整備されています。

町では約240kmの道路を管理しており、交通量の増加により舗装疲労や耐久力の低下を招いていることから、道路の長寿命化に取り組んでいます。

また、町には全26橋の橋梁を有しており、昭和45年(1970)から昭和60年(1985)までの15年間に集中して整備されていることから、架け替え、維持、修繕等に多くの費用が必要となります。そこで、これら道路と橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を行っています。

◆◆課題◆◆

近年は、交通量の増加に伴い交通渋滞が発生しており、交通渋滞の解消に向け、交差点や歩道未整備区間の改良を進める必要があります。

都市計画道路の整備については、路線の見直しを含め地権者などの理解や協力を得ながら計画を進めるとともに、土地区画整理事業との一体的整備を推進する必要があります。

幹線道路や橋梁については、舗装疲労や耐久力の低下を改善していくために多くの財源を要することから、交通量や破損箇所を考慮した上で計画的な整備を行うことで長寿命化を図る必要があります。

今後の施策



① 国道・県道の整備【道路交通課】

交通渋滞を解消するため、交通量の多い交差点や歩道未整備区間の改良など、国道や県道の整備及び核都市広域幹線道路の実現を関係機関に要請します。

② 都市計画道路の整備【道路交通課/都市計画課】

都市の骨格を形成する都市計画道路について、路線の見直しや隣接する自治体との連携を図りながら、道路延伸を図るため、唐沢地区を中心とした未整備地区について計画的に整備を進めます。特に、将来計画されている藤久保地域拠点へのアクセス道路である竹間沢・大井・勝瀬通り線については早急に整備を進めます。

③ 幹線道路の整備【道路交通課】

主要幹線道路については、交通量の増加に伴う危険箇所の解消など、必要に応じた路盤改良整備を進めます。また、道路拡幅計画を策定し、拡幅整備を計画的に実施します。

④ 道路・橋梁の長寿命化【道路交通課】

道路長寿命化修繕計画により道路舗装の修繕を行い、快適な道路の確保に努めます。
また、橋梁においても、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の対応を図り、早期の修繕によりコスト縮減をめざします。

●関連計画

計画名	計画期間
道路長寿命化修繕計画	平成 26 年度～令和 5 年度
橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年度～令和 11 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
道路修繕工事計画実施延長	7.0km	11.0km	13.2km
道路改良工事計画実施延長	—	200m	400m

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

3) 生活道路・歩道の整備

◆◆現状◆◆

生活道路については、幅員が狭く、歩道が未整備の路線や道路側溝(路面排水)が整備されていない路線も少なくないのが現状です。

また、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、快適な道路環境を整備するとともに、維持管理を図っているところです。

さらに、街路樹や街路灯の整備など、沿道の環境や景観の向上にも配慮した、人にやさしく利便性の高い道路や歩道を整備しています。

◆◆課題◆◆

生活道路については、道路の拡幅や歩道の確保、交差点の改良などが必要となっています。

今後も、高齢者や障がい者などにとっても安全で快適な道路環境を実現するため、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化を進める必要があります。

街路樹や街路灯の設置については、今後も進めていき安全かつ快適な道路環境を整備するとともに、改善を図っていく必要があります。

今後の施策



① 生活道路の整備【道路交通課】

住民の日常生活に密着した生活道路について、安全性と快適性の向上をめざし、利用状況を考慮した整備を進めます。

② 快適な道路環境の維持・保全【道路交通課】

歩道・車道の分離を推進することで通学路の改善を図るとともに、安全で快適な歩道空間を拡充し、人にやさしい都市環境の創造をめざします。既設歩道の段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーな歩道の改良や整備を進めます。

また、道路機能を維持し、日常における安全性を確保するため、道路の補修や修繕を推進するとともに、清掃、草刈りなどの管理を行い、快適な道路環境の維持管理に努めます。

③ 街路樹や街路灯の設置【道路交通課】

街路樹や街路灯の設置を進め、安全・快適な道路環境整備を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
歩道整備工事件数(累計)	6件	14件	18件

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

4) 交通政策

◆◇現状◆◇

町では、公共交通機関として交通不便地域の解消に向け、民間バス事業者に助成を行い、地域の足の確保をしてきました。

また、デマンド交通^{*}の実施試行により得られた交通特性から、民間バス路線の再編を進めています。更に、公共交通補助事業や高齢者運転免許証自主返納支援制度により移動支援を行っています。

近年自転車による通勤通学が多くなり、町では鶴瀬・みずほ台両駅西口の放置自転車対策について富士見市と協定を結んで、整理・撤去業務や啓発活動等を進めており、一定の推進効果がみられるところです。

東武東上線の鶴瀬駅やみずほ台駅については、東武東上線改善対策協議会を通じて、駅の安全対策やバリアフリー化を促進するとともに、輸送力の増強を図っています。

町の唯一の広域的な交通結節点である関越自動車道の三芳スマートICは、小型車限定(車長6m以下)により、新潟方面のみ利用可能なハーフ運用により運用されています。その利便性のさらなる向上や地域活性化の促進、災害時対応の強化を期待し、車種制限の拡大(車長12m以下)と東京方面への利用を可能にするフル化について、平成27年(2015)に国の事業化が決定しました。

◆◇課題◆◇

住民意識調査においても、バスなどの公共交通の整備を望む声が非常に多いことから、既存路線の拡充や見直し等のさらなる利便性の向上が必要です。また、今後は住民の声を反映させた持続可能な公共交通システムを新たに構築することが大きな課題です。

東武東上線については、今後も輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化等について要望していく必要があります。また、駅前放置自転車の抑制については、町内の対策とあわせて効果的に進める必要があります。

三芳スマートICのフル化については、令和3年度(2021)以降の供用開始をめざし、関係機関と連携し、着実に整備事業を進めていくことが必要です。

^{*}デマンド交通：デマンドは「要求、要請」の意味。利用者が電話などで乗車を予約し、町内の乗り場や行き先を希望して走る新たな交通システム。

今後の施策



① 交通環境の充実【政策推進室/道路交通課】

住民意識調査の結果、要望が多かった公共交通機関の利便性向上のため、バスを利用しやすくする工夫や安全確保を優先した道路の整備を行い、公共交通環境を充実させます。

② 公共交通の充実【政策推進室】

住民意識調査の結果などから住民の移動需要を十分に把握し、住民の町内移動・町周辺の拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編を進めます。また、公共交通補助事業等のさらなる充実や新たな公共交通の構築に向けて取り組みます。

③ 鉄道の整備の促進【政策推進室】

東武東上線の輸送力の増強、安全対策、バリアフリー化、周辺まちづくりの活性化等について、働きかけを行います。

④ 放置自転車対策の推進【自治安心課】

放置自転車の抑止に向け、啓発活動を進めるとともに、富士見市との協議により駅周辺の放置自転車の整理・撤去や駐輪場対策等を効果的かつ効率的に推進します。

⑤ 三芳スマートICのフル化整備【道路交通課】 **重点プロジェクト**

三芳スマートICのフル化に向けて、NEXCO東日本との共同で整備を進めます。また、整備と併せて、交差点改良を中心としたアクセス道路の改良など必要な安全対策を実施し、交通結節点としての新たな利用しやすい交通環境を実現します。

⑥ 統一的なサインの整備と適切な誘導【道路交通課/観光産業課】 **重点プロジェクト**

交通安全対策や渋滞緩和、観光案内など、三芳スマートIC利用者や観光客を適切に誘導するわかりやすい統一的なサインを整備します。

●関連計画

計画名	計画期間
交通ビジョン	平成 26 年度～令和 6 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
三芳スマートIC利用者数	5,609 台	➡	7,200 台
公共交通の整備についての満足度 (住民意識調査)	15.2%	➡	20.0%

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

5) 交通安全

◆◆現状◆◆

近年町内の交通事故(人身)発生件数は、多くの交通安全関係者による啓発活動の成果もあって、概ね減少傾向にあります。しかし、交通量の増加や交通手段の多様化が進んでいることから、重大事故にいたるケースもあります。町では、交通安全推進団体や警察との協力により、自転車の安全利用の推進や、子ども・高齢者の事故防止等を重点対策として、町内保育所(園)、小学校、高齢者団体などを対象とした交通安全教室の開催や子ども自転車免許制度の実施など、啓発や教育を進めてきました。

また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループでは、小学校通学路を踏査して「安全安心マップ」を作成・更新し、学校や地域と情報を共有して、啓発に効果を上げています。

このほか、平成 30 年度(2018)現在19名の交通指導員が小中学校通学路のべ24か所で登下校時に立哨指導を実施し、通学路の安全確保に努めています。

また、交通事故を防止し、安全安心な交通環境を実現するため、地域の事情を考慮しながら交通安全施設を整備しています。

◆◆課題◆◆

交通安全の教育や啓発については、年齢別や主体別の活動を進める必要があります。とりわけ、多発化傾向にある自転車関連事故の抑止対策が急務となっています。

通学路の安全確保については、今後も、学校・PTA・地域・警察と連携して、子どもの安全を見守るきめ細かな立哨指導に取り組む必要があります。

また、安全安心な交通環境の整備を実現するために、道路状況に応じた交通安全施設の整備を進めることが求められます。

今後の施策



① 交通安全教育・啓発の推進【自治安心課】

交通事故を抑制するため、東入間地区交通安全対策協議会と連携して、対象に応じた体験型や実践型の交通安全教育や啓発活動を推進します。また、協働のまちづくりネットワーク都市安全グループとの協働により「安全安心マップ」の最新化を図ります。さらに、交通安全推進団体やコミュニティ、交通指導員などの活動主体の連携を図ります。

② 自転車の安全な利用の促進【自治安心課】

関係法令の改正を受け、「自転車安全利用五則」等の広報・啓発を重点化するとともに、平成28年に制定した「自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、小学校、高齢者等を対象とした交通安全教室や自転車利用者を対象にした街頭啓発活動を警察や交通安全団体と連携して進めます。

③ 交通指導員の適正配置と通学路の安全確保【自治安心課】

交通指導員の研修の充実と適正な配置に努めます。また、小中学校の通学路において、学校・PTA・地域の協力を得ながら、子どもを見守るきめ細かな立哨指導を実施するとともに、関係課や警察と連携して通学路の安全確保を図ります。

④ 安全安心な交通環境の整備【道路交通課】

安全安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員など、道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。

また、関係機関へ交通規制や信号機等の設置を要請します。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
交通事故(人身)発生件数	137件	130件	125件
交通安全教室参加人数	3,711人	3,800人	3,900人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

6) 防犯

◆◆現状◆◆

都市化やインターネットの普及などが影響し、子どもや高齢者、女性を狙った犯罪が多発し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

町では、行政連絡区や防犯推進委員など地域防犯リーダーの育成を図るとともに、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や啓発看板等の設置、青色防犯パトロール車両(青パト)の運行など、地域との協働で防犯対策を進めてきました。

また、身近な犯罪情報の住民提供や協働のまちづくりネットワークとの協働による安全安心マップの作成・更新などを通じて防犯意識の高揚につなげています。特に、多発する振り込め詐欺等の被害に対しては、ホームページやポスター掲示、青パトによる放送や街頭活動等による予防対策を促すほか、町内における予兆電話や事案発生に伴い、SNS^{*}、地域コミュニティメール^{*}、防災行政無線などによる注意喚起を行っています。

一方で、平成25年(2013)住宅土地統計調査によると、町内の空家は7.7%(うち放置の可能性2.9%)と推計され、管理不全の空家が犯罪を誘発する危険があります。

空家対策については、三芳町空家等の適正管理に関する条例を令和元年(2019)6月より施行し、管理不全の空家の適正化に努めていきます。

◆◆課題◆◆

住民生活の安全の確保に向けて、今後も住民自身の防犯意識を向上させるため住民参加による防犯活動を促進する必要があります。

また、関係機関と連携し犯罪情報を共有するとともに、発生状況をタイムリー^{*}に発信することが求められます。

空家については、その実態の把握と利活用が課題となっています。

^{*}SNS：Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン、パソコン用のサービスの総称。

^{*}地域コミュニティメール：「NPO 法人 安心安全ネットワークきずな」との協働により、住民のニーズに合わせて防犯・防災・地域情報をメールでお届けするサービス。

^{*}タイムリー：時機を得ているさま。

今後の施策



① 防犯体制の充実【自治安心課】

防犯のまちづくり推進条例に基づき、地域防犯リーダーの育成を図るとともに、「見せる防犯活動」を中心とした青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。また、住民の防犯意識の高揚に努め、住民自身による予防を促進して、犯罪を起こしにくいまちづくりを進めます。さらに、犯罪被害者に対する支援制度や専門機関の周知に努めます。

② 防犯関係機関の連携と防犯情報の共有・伝達【自治安心課】

住民生活の安全を確保するため、東入間警察署、東入間防犯・暴力排除推進協議会及び防犯関係の団体・機関と連携して犯罪情報を共有するとともに、重大事案の発生情報を多様な伝達手段を活用してタイムリーに発信し、注意喚起を行います。

また、管理不全の空家については、法令や条例に基づき関係課が連携して対応するとともに、地域の協力を得て実態把握に努めます。

③ 防犯灯の整備【道路交通課】

安全安心でくらしやすい地域社会実現のため、防犯灯の適切な維持管理と拡充を進めます。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
町民青色防犯パトロール隊運行回数	101回	130回	140回
防犯灯設置延べ数（LED※化）	3,124基	3,232基	3,304基

※LED：Light Emitting Diode 発光ダイオードの略で、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きい。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

7) 防災・国民保護

◆◆現状◆◆

平成25年度(2013)埼玉県地震被害想定調査においては、首都直下地震による町内の被害想定は全体的に縮小しましたが、木造密集住宅での火災被害が懸念されています。

町では、東日本大震災後、地域との協働で「地域防災初期行動マニュアル」を策定し、平成26年度(2014)には地域防災計画を全面改訂しました。一方、自主防災組織や消防団等も、地域防災の核として着実に力をつけてきています。要配慮者対策については、災害時要援護者名簿の作成と共有、福祉避難所の指定等を進めてきました。

防災備蓄品は、災害時要援護者や食物アレルギー対策などを考慮した見直しを行う一方、民間事業所との協定を進めてきました。また、情報伝達では、防災行政無線を補完する、SNS、地域コミュニティメール、エリアメール(緊急速報メール)、防災行政無線電話応答サービス等を導入しています。

雨水対策については排水施設の整備が進みましたが、近年、異常気象が頻発しゲリラ豪雨などによる道路冠水や敷地内浸水が発生しています。町内には土砂災害警戒区域等の指定はありませんが、竹間沢東地域は荒川・柳瀬川の洪水時の浸水想定区域となっています。

国民保護については、テロ、ゲリラ攻撃、大規模災害等、国からの緊急情報を迅速に町内放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の保守に努めるとともに、災害時にも活用可能なEm-net[※]通信訓練や安否情報システムの活用訓練を実施しています。

◆◆課題◆◆

防災・減災対策については、ハード面・ソフト面の対策を効果的に組み合わせることが重要です。引き続き地域連携避難訓練等を通じて、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう防災ネットワークを強化する必要があります。一方で、県外自治体や民間事業所との協定、県や自衛隊との連携など、応援・受援のしくみの確立も求められます。

固定系防災行政無線については、難聴地域の縮小、戸別受信機等の導入、データ通信その他デジタル化による効果の拡大が検討課題となっています。

風雪水害も同様に、ハード面の予防対策とあわせて、出動体制や避難勧告などの迅速な対応が求められています。

武力攻撃事態等への対策は、引き続き国・県と連携しつつ、国民保護関連の各種システムの保守と情報収集・伝達訓練等を進める必要があります。

※Em-net：国と地方自治体間の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、緊急情報の双方向通信を行うもの。

今後の施策



① 防災・減災対策の実施と自助・共助・公助の連携強化【自治安心課】

地域防災計画に基づき、地域の減災に努めます。自助として、住民の防災意識の啓発を進めます。共助として、地区防災訓練、自主防災組織、消防団活動等の取組を支援し、避難所連絡会議の定着を図ります。公助としては、各課の防災ハード環境の整備を促すとともに、緊急時に即応可能な庁内体制づくりを進め、消防本部など公的機関との連携を強化します。これら、自助、共助、公助が最大の効果を発揮できるよう、総合的な防災訓練を実施します。

② 災害時要援護者対策の充実【自治安心課】

災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心に、要援護者名簿の登録促進や、避難支援体制の構築その他平時の福祉見守りと連動した要援護者支援のしくみの充実を図ります。

③ 防災拠点及び備蓄資機材の整備と災害情報伝達手段の充実【自治安心課】

指定避難所等防災拠点施設の安全性や生活環境を確保し、避難所の多様性に配慮した避難所備蓄の拡充と適正管理を進めます。また、防災行政無線の難聴地域縮小にむけ、SNS等を活用した災害情報伝達手段の検討を進めます。さらに、災害対策本部の確実な通信ツールとして、IP無線を導入し、災害情報伝達手段の充実を図ります。

④ 広域の応援・受援体制の確立【自治安心課】

大規模災害により町の防災体制だけで対応しきれない状況に備え、県との連携を強化するとともに、他市町村、自衛隊等防災関係機関、民間事業所、災害ボランティア等の外部支援を受け入れやすい体制を整備します。遠隔自治体や公共的団体、事業所等との応援協定の検討など、広域の応援・受援体制の構築を進めます。

⑤ 風雪水害に対する体制強化【自治安心課】

風雪水害時の出勤体制や警戒レベルなどの基準により、関係団体・機関との協力体制を含めた迅速な対応が可能なくみを整備します。一方で、土のうステーションの活用や近隣の助け合いによる除雪など、風雪水害時における共助の取組を促進します。

⑥ 国民保護対策の強化【自治安心課】

武力攻撃事態等の国からの緊急情報を直接住民に伝達するJ-ALERTのほか、安否情報システム、Em-netなどの適正管理及び統一訓練への参加に努めます。

⑦ 業務継続計画の定期的な見直し【政策推進室】

来るべき災害に備え、業務継続計画を定期的にチェックし、非常時の際に適切に運用できるよう定期的に見直しを実施します。

●関連計画

計画名			
地域防災計画	国民保護に関する三芳町計画	地域防災初期行動マニュアル	業務継続計画(地震編)

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
防災行政無線固定系デジタル化整備進捗率	100%	—	—
地域連携避難訓練等参加者数	1,186人	1,300人	1,500人
自主防災組織育成補助金利用団体数	6団体	7団体	10団体

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

2 安全安心で活気のある都市基盤の整備

8) 消費者行政

◆◆現状◆◆

消費者をとりまく環境は、高齢化の進行やインターネットを使った商取引の普及、消費生活におけるグローバル化など急速に大きく変化し、複雑化しています。それに伴い消費者トラブルや消費者被害も多様化しています。

町では、この多様化し複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実に努めています。

また、近年では振り込め詐欺や架空請求、ワンクリック詐欺^{*}、送り付け商法などの悪質商法が増加しており、行政のみでは被害を防ぐことが難しいため、消費者自身の正しい判断やトラブルの対処法など自ら考え行動できることが重要となっています。

◆◆課題◆◆

消費生活センターをより身近な窓口として認識してもらえるようPRを積極的に進める必要があります。

また、消費者へ適切な情報を提供するとともに、町内の小中学校への啓発講座の実施、啓発パンフレットやグッズの配布などを行い、消費者教育及び消費者意識の醸成を促進する必要があります。

^{*}ワンクリック詐欺：不当料金請求の手法の一つで、アダルトサイトや出会い系サイトなどにパソコンや携帯電話からアクセスすると、いきなり料金請求の画面が表示されるという手口。

今後の施策



① 消費生活相談の充実【観光産業課】

多様化し、複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携して相談体制の充実を進めます。また、消費生活センターを身近な窓口として、さらにPRを行い広く周知を図ります。

② 消費者教育の充実【観光産業課】

自ら正しい判断ができる消費者を育成するために、地域や学校と連携して、小中学生や高齢者等も対象として啓発講座などを実施し、消費者教育の充実を図ります。

③ 消費者意識の醸成【観光産業課】

消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、増加している問題事例などの情報提供を行い、自ら考え行動できる消費者を育成するために、啓発講座の実施、パンフレットやグッズの配布など、消費者意識の醸成を図ります。また、消費者被害防止サポーターを養成し、被害防止の啓発活動を行います。

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
消費生活センター利用件数	215件	220件	250件
啓発講座の実施件数	3件	7件	10件